

○寝屋川市子ども・子育て会議規則

平成25 年 3 月 29 日

規則第20 号

改正 平成 28 年 3 月 1 日規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和 39 年寝屋川市条例第 27 号）第 3 条の規定に基づき、寝屋川市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

(委員)

第 3 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

この場合において、第 6 号及び第 8 号に定める委員の任命に当たっては、市長は、あらかじめ、教育委員会と協議するものとする。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 寝屋川市の区域内において活動している助産師
- (4) 大阪府中央子ども家庭センター職員
- (5) 寝屋川市民生委員児童委員
- (6) 寝屋川市立小学校長
- (7) 寝屋川市私立幼稚園協議会会員
- (8) 寝屋川市立幼稚園長
- (9) 寝屋川市民間保育所協議会会員
- (10) 寝屋川市立保育所長
- (11) 寝屋川市の区域内にある企業の代表者等
- (12) 大阪府寝屋川保健所職員
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の

任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 子ども・子育て会議に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の総数の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(資料の提出等の要求等)

第6条 子ども・子育て会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係職員に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 子ども・子育て会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(報告)

第7条 子ども・子育て会議は、調査審議の結果を速やかに市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、こども部こどもを守る課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成 28 年規則第 5 号）抄
（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。